

新市のすがた

広報版

合併協議会だより
【第2号】
別冊

新市建設計画・合併協定項目

阿寒町

音別町

釧路市

も く じ

● 新市建設計画	2
● 合併協議の主な内容（合併協定項目）	12
基本的な協議事項	12
住民サービスや負担に関すること	12
健康・福祉・医療に関すること	18
教育・文化に関すること	22
産業・経済に関すること	24
都市基盤に関すること	25
行政・議会等に関すること	26
● 3市町まちデータ	30

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会

平成17年（2005）3月

新市建設計画

- 「新市建設計画」は、釧路市・阿寒町・音別町が合併した後のまちづくりを進めていくための基本方針などを定めた、いわば新市の基本計画（マスタープラン）としての役割を果たすものです。
- 新市のまちづくりを進めていくための基本理念や将来像などの「基本方針」や、基本方針実現のための「新市の施策」、財政の状況を推計した「財政計画」を中心に構成しています。
- 「新市建設計画」の期間は、合併年度となる平成17（2005）年度から平成27（2015）年度までの11年間としています。また、新市においては、この計画を基本に、新しい総合計画を策定することとなります。
- この計画を基礎として、さまざまな合併に伴う財政措置を受けられることとなります。

合併の 必要性

- ① 少子高齢社会への対応
- ② 地方分権の進展と多様な行政ニーズへの対応
- ③ 厳しい財政状況と行政の効率化
- ④ 生活圏域の一体化
- ⑤ “第一次産業”を基盤とした産業の再構築
- ⑥ “観光都市”としての魅力の向上

まちづくり の 基本理念

- ① 新市としての新しい魅力と活力を創出するまちづくり
- ② 地域を支える産業を強め活性化するまちづくり
- ③ 個性と伝統文化を尊重し豊かな暮らしを実現するまちづくり
- ④ 住民と行政の協働による一体感あふれるまちづくり

新市の 特性 可能性

- ① 広大な面積をもつ都市
- ② 東北海道の拠点都市
- ③ あらゆる産業が有機的に結びついた活力ある都市
- ④ 世界に誇れる大自然をもつ都市
- ⑤ 世界ブランド“くしろ”を発信する都市

新市の将来像

豊かな自然の恵み・産業が融和した 活力ある東北北海道の拠点都市

1 地域の価値を引き出し、活力ある産業を拓くまちづくり

新市は、恵まれた自然環境を活かし、農業、林業、水産業の第一次産業を主体として発展してきた地域です。第一次産業の基盤を強化するとともに、これまで石炭などの基幹産業のもとで永年培ってきた技術力や豊富な人材、さらには充実した試験研究機関の力を組み合わせ、地域産業の新しい価値を引き出す取り組みを推進します。

2 世界に誇れる大自然と共生するまちづくり

新市は、2つの国立公園を持つ都市となります。多彩で豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいくため、環境都市の実現に向け、自然環境保全や循環型社会の形成を総合的に進めていきます。また、体験型・滞在型・通年型観光など人と自然のふれあいを促進し、自然と共生するまちづくりを目指します。

3 世界ブランド“くしろ”を発信するまちづくり

新市は、2つの国立公園と、マリモやタンチョウ等の全国ブランドとして確立された地域の魅力あふれる資源を数多く有する都市となります。総合的、戦略的視点に立ち、世界ブランド“くしろ”を発信するとともに、新たな地域ブランドの開発に努めます。

4 東北北海道の拠点都市としてのまちづくり

新市は、東北北海道の拠点都市として、情報基盤の整備を進めるなど、都市機能の向上を図る必要があります。また、地域産業の力を高めるためにも、港湾と空港、広域幹線道路網が結び合った広域ネットワークを整備することなどにより、物流をはじめとする広域交流拠点としての機能の充実を図ります。

5 思いやりがあり、安心して暮らせるまちづくり

少子高齢社会の時代にあつては、地域社会とのふれあいの中で、誰もが健康で、こころ豊かに安心して住み続けることのできるまちづくりが必要です。子どもが健やかに育つ環境づくりを進め、地域での保健・医療・福祉の充実を図るとともに、一人ひとりが思いやりを持ち、ひとに優しい安心・安全な暮らしの確保を目指します。

6 いきいきとした心豊かな人をはぐくむまちづくり

次代を担う子どもたちが豊かな心を持ち、健やかに育つため、家庭・学校・地域社会が一体となった教育環境づくりを進めていきます。また、地域の伝統文化を守り育てるとともに、住民の生涯学習を支援するため多様な学習機会の提供を目指します。さらに、国際化社会に対応する人材の育成のため、さまざまな分野における国際交流・協力活動の充実を目指します。

7 住民と行政の協働によるまちづくり

新市のまちづくりの主役は住民です。まちづくりへの住民や団体の方々の参加促進や活動への支援などを通じ、知恵を出し合うパートナーシップのまちづくりを目指します。

将来像実現のための基本目標



新市の施策

基本目標

1

地域の価値を引き出し、活力ある産業を拓くまちづくり

① 農業の振興

- 農道の整備
 - 農道整備特別対策事業（道事業）【阿寒地区】
 - 広域営農団地農道整備事業（道事業）【音別地区】
 - 一般（山村基幹）農道整備事業（道事業）【音別地区】
- 農地の整備促進
 - 担い手育成草地整備改良事業（道事業）【阿寒地区】
 - 畜産担い手育成総合整備事業（道事業）【釧路地区】
 - 草地、林地一体的利用総合整備事業（道事業）【音別地区】
- 農業経営基盤の強化
 - 土地改良施設修繕保全事業（道事業）【阿寒地区】
 - 地籍調査事業【音別地区】
- エゾシカ総合対策の推進（再掲）⇒基本目標1②
- BSE(注1)対策等、家畜防疫の推進
 - BSE対策の促進（国への要望）【全地区】
- 担い手の育成・確保対策の推進
- 酪農ヘルパー制度の充実と利用促進
- 乳牛資質の向上対策の推進
- 産学官の連携による加工特産品づくりの推進（再掲）⇒基本目標1⑦
- 家畜ふん尿処理・リサイクル対策の推進
 - 資源リサイクル畜産環境整備事業【阿寒地区】
- グリーンツーリズム(注2)事業の推進
 - 農村都市交流拠点整備事業【釧路地区】

(注1)「BSE」：牛海綿状脳症
(注2)「グリーンツーリズム」：農村村における滞在型の余暇活動



② 林業・林産業の振興

- 林道の整備
 - 森林環境保全整備・森林環境整備(林道整備)事業（一部道事業）【阿寒地区】
 - 緑資源幹線林道事業 置戸・阿寒線【阿寒地区】
 - 森林管理道茶安別線開設事業(道事業)【音別地区】
 - 森林基幹道霧里線開設事業(道事業)【音別地区】
 - 森林管理道憩の森線開設事業【音別地区】
- 市有林の整備
 - 森林整備事業【阿寒地区】【音別地区】
- 私有林の整備促進
- エゾシカ総合対策の推進
 - エゾシカ森林被害防止対策事業(道事業)【全地区】
 - 養鹿(エゾシカ牧場)事業【阿寒地区】
- 森林空間の総合的利用
- 地元材の利用促進
- 林産物加工試験研究施設の整備
- 産学官の連携による加工特産品づくりの推進（再掲）⇒基本目標1⑦
- 山菜生産の振興
- 治山事業の促進
 - 復旧治山事業(道事業)【阿寒地区】【音別地区】
 - 保安林改良事業(道事業)【阿寒地区】【音別地区】

③ 水産業の振興

- 漁港及び漁港関連施設の整備促進
 - ふれあい整備事業の推進【釧路地区】
- 海上保安体制の強化促進
 - 海上保安体制の強化(国への要望)【釧路地区】
- 地域水産業の安定振興施策の促進
 - 地域水産業の安定振興(国への要望)【釧路地区】
- 内水面漁業の振興
 - 養殖事業【阿寒地区】
- 雑海藻等駆除事業の促進
 - 雑海藻駆除事業(一部国事業)【釧路地区】
 - ヒトデ駆除システム確立緊急対策【釧路地区】
- 増養殖事業の促進
 - 栽培漁業の充実【釧路地区】
- 中間育成施設の整備
- 水産物加工研究開発施設の整備
- 産学官の連携による加工特産品づくりの推進（再掲）⇒基本目標1⑦
- 水産廃棄物処理・活用施設の整備促進



④ 鉱工業の振興

- 石炭関連企業への支援施策の促進
 - 石炭産業の存続(国への要望)【釧路地区】
- 産炭地域振興対策の促進
 - 産炭地域振興対策の促進(国への要望)【全地区】
- DME(注3)実用化の推進
 - DME実用化の推進【釧路地区】
- 工業支援・研究開発関連施設の整備・機能強化
- 大学等高等教育機関の充実促進（再掲）⇒基本目標4①
- 工業用地の確保及び工業用水安定供給対策の推進
- 企業誘致活動の充実

(注3)「DME」：ジメチルエーテル。噴射剤等として利用され、注目されている次世代型の新燃料

⑤ 商業・流通業の振興

- 各種融資制度・助成制度の拡充
- 空き店舗対策の推進
- 商店街の環境・景観整備の推進
- 釧路駅周辺及び都心部商店街の整備（再掲）⇒基本目標4①
- 総合的な流通関連施設の整備促進

※表中の「●」「○」は、次のとおり区分しています。

●：合併前からの継続事業、または19年度までに着手を予定している事業

○：20年度以降に着手を予定している事業

6 観光・交流の振興

- 体験型・滞在型・通年型の観光の推進
 - リーディングモデル事業【釧路地区】
- グリーンツーリズム事業の推進(再掲)⇒基本目標1①
- エコツーリズム(注4)の推進(再掲)⇒基本目標2③
- 食をテーマにした観光の推進(再掲)⇒基本目標3①
- 温泉地活性化の推進
 - 阿寒湖温泉活性化推進事業【阿寒地区】
 - 外湯・足湯の整備【阿寒地区】
 - 国設阿寒湖畔スキー場整備事業【阿寒地区】
- 国立公園整備事業等の推進(再掲)⇒基本目標2③
- 観光(情報)関連施設の整備(再掲)⇒基本目標3①
- 駅舎及び駅前の整備
- 道の駅の整備
- 特産品開発体制の充実と販売拠点施設の整備(再掲)⇒基本目標3①
- マリモ・タンチョウに関する調査研究・観察拠点施設の整備(再掲)⇒基本目標3①
- 魅力ある市内周遊ルートの整備
- 新たな観光ルートの整備(再掲)⇒基本目標3①
- 観光イベントの開催促進
 - イベント開催促進事業【全地区】
- 観光PR活動の強化
 - 西の玄関口整備事業【音別地区】
- 各種大会、合宿、修学旅行等の誘致
 - 修学旅行誘致事業【釧路地区】【阿寒地区】
- 住民向け観光講座の開催、観光ボランティアの養成・確保

(注4)「エコツーリズム」：地域の自然環境や伝統的な文化を保全しつつ、体験する旅

7 新産業の創出

- 新産業創出に向けた産業支援・研究開発体制及び施設の充実
 - 産業再生・新産業創出等推進事業【釧路地区】
 - 食品加工研究開発施設整備事業【釧路地区】
- 工業支援・研究開発関連施設の整備・機能強化(再掲)⇒基本目標1④
- 産学官・産業間のネットワークの形成促進
- 産学官の連携による加工特産品づくりの推進
- 特産品開発体制の充実と販売拠点施設の整備(再掲)⇒基本目標3①
- エコツーリズムの推進(再掲)⇒基本目標2③
- 起業家に対する支援施策の推進
- 企業誘致活動の充実(再掲)⇒基本目標1④
- コミュニティビジネス(注5)形成支援制度の確立

(注5)「コミュニティビジネス」:NPO等の地元団体や住民、事業者自らが社会サービスの提供や商品の製造・販売等を行い、地域雇用の拡大をもたらす地域密着型の事業活動

8 雇用対策の充実

- 職業訓練機関の充実促進
- 就職相談の強化、雇用情報の収集・提供
- 人材育成・研修機能の強化
- 高齢者・女性・障がい者雇用の促進
- 勤労者福祉の促進
- 勤労者福祉関連施設の整備及び利用促進



2 世界に誇れる大自然と共生するまちづくり

1 環境都市の創造

- 地球温暖化防止に向けた取り組みの推進
- 行政自らの率先的な環境保全活動の推進
- 公害の未然防止
- 新エネルギー導入の取り組みの推進
- 浄水汚泥処理施設、下水道汚泥乾燥処理施設の整備と汚泥の有効利用の推進(再掲)⇒基本目標5③
- 環境保全に関わる住民啓発の推進
- 環境保全に関する国際協力活動の推進

2 自然環境の保全

- 自然生態系に関する調査・研究、保全・再生体制の確立
- 釧路湿原における自然再生事業の促進
 - 釧路湿原における自然再生事業の促進(国への要望)【釧路地区】

3 自然公園等の適正な利用

- 国立公園整備事業等の推進
 - 阿寒湖畔公園整備事業(国事業)【阿寒地区】
 - 阿寒国立公園園地整備事業(国への要望)【阿寒地区】
- 自然解説員等ボランティアの育成
- 自然ふれあい施設等の整備
- エコツーリズムの推進



3 世界ブランド“くしろ”を発信するまちづくり

1 くしろブランドの確立と発信

- 食をテーマにした観光の推進
 - グルメ観光の推進【全地区】
- 国立公園整備事業等の推進(再掲)⇒基本目標2③
- 観光(情報)関連施設の整備
 - 観光物産情報センター設置【釧路地区】
 - 道の駅整備事業【阿寒地区】【音別地区】
 - 音別町駅前広場づくり事業【音別地区】
- 特産品開発体制の充実と販売拠点施設の整備
- マリモ・タンチョウに関する調査研究・観察拠点施設の整備
 - タンチョウの調査研究【釧路地区】【阿寒地区】
 - マリモの調査研究【阿寒地区】
 - マリモ展示観察センターの整備【阿寒地区】
- 新たな観光ルートの整備
 - 観光ルート整備事業【全地区】
- 魅力ある市内周遊ルートの整備(再掲)⇒基本目標1⑥
- “くしろ”ブランドの情報発信

2 新市イメージの推進

- 新市の統一イメージづくり
 - 「ふるさと会」等新市出身者による組織活動への支援
 - 大都市圏におけるアンテナショップ(注6)の開設・充実
- (注6)「アンテナショップ」:情報収集や実験等を目的に直営方式で展開する店舗



4 東北北海道の拠点都市としてのまちづくり

1 市街地及び都市機能の整備

- 行政拠点施設の整備促進
 - 釧路支庁合同庁舎の整備促進(道への要望)【釧路地区】
- 釧路駅周辺及び都心部商店街の整備
 - 駅舎及び駅前広場、釧路駅周辺整備事業【釧路地区】【音別地区】
 - 都心部回遊性向上事業【釧路地区】
 - 中心市街地活性化の推進【釧路地区】
 - 都心プロムナード整備事業【釧路地区】
- 大学等高等教育機関の充実促進
 - 北海道教育大学釧路校の体制存続(国への要望)【釧路地区】
- 広域拠点スポーツ施設の整備促進
 - (仮称)釧路・根室圏総合体育館の整備【釧路地区】
- 高度専門医療機能の充実促進
 - 北海道立釧路病院の機能移管に伴う医療体制の確保(道への要望)【釧路地区】

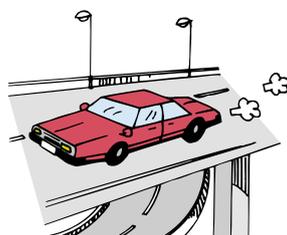
3 港湾・空港の整備

- 釧路港の整備促進
 - 釧路港整備事業(一部国事業)【釧路地区】
- 環境と共生するエコポート(注7)づくりの推進
- 釧路港の特定重要港湾への昇格
 - 釧路港の特定重要港湾への昇格(国への要望)【釧路地区】
- 釧路空港の整備促進
 - 釧路空港の整備(国事業)【釧路地区】
- 釧路空港の国内航空路線の拡充促進
- 釧路空港の国際化の促進
 - 釧路空港の国際化(国への要望)【釧路地区】
 - 釧路空港の国際定期便の就航促進事業【釧路地区】

(注7)「エコポート」:海域環境、水生生物の生息環境に配慮した施設整備を行う、環境にやさしい港湾

2 広域交通ネットワークの整備

- 高速交通ネットワークの形成
 - 北海道横断自動車道の整備促進(国事業)【全地区】
 - 釧路外環状道路の整備促進(国事業)【釧路地区】
 - 釧路新道の整備促進(国事業)【釧路地区】
- 一般国道の整備促進
 - 一般国道整備促進事業(国への要望、国事業)【阿寒地区】
- 道道の整備促進
 - 道道整備促進事業(道事業)【全地区】
- JR根室本線・釧網本線の利便性の向上



4 情報化の推進

- 情報化に関する総合的な計画の策定
- 光ファイバ(注8)網等の高度情報通信基盤の整備
 - 地域イントラ基盤整備事業【全地区】
- 行政情報化の推進
 - 電子入札システムの導入【全地区】
 - 戸(除)籍コンピュータ化【全地区】
- 多様な分野における情報ネットワークの構築
- 情報セキュリティ(注9)対策の推進
- 高度情報化社会に対応した人材の育成

(注8)「光ファイバ」:細いガラス繊維の透明なケーブル。大容量・超高速通信には不可欠な伝送媒体

(注9)「セキュリティ」:安全、保護

5 思いやりがあり、安心して暮らせるまちづくり

1 保健・医療の充実

- 健康づくりに関する住民啓発と各種健康づくり事業の推進
- 健康情報システムの構築
- 母子保健事業の充実
 - 母子保健事業(妊婦・乳幼児健診) **【全地区】**
- 成人・老人保健事業の充実
 - 老人保健事業 **【全地区】**
- 精神保健・難病・感染症対策の充実
- 安心して医療を受けられるための医療対策の推進
- 医療施設の整備
 - 地域医療機能整備事業 **【全地区】**
 - 市立病院増築と機能整備 **【釧路地区】**
 - 医療器械器具整備事業 **【全地区】**
- 高度専門医療機能の充実促進
 - (再掲)⇒基本目標4①
- 救急医療体制、休日・夜間等の地域医療体制の整備
 - 救急医療体制整備事業 **【全地区】**
 - 患者輸送車等整備事業 **【音別地区】**

5 子育て支援の充実

- 児童館等の整備
 - 児童センターの整備 **【釧路地区】**
- 保育サービスの充実
- 相談・学習・交流機能の充実
 - 療育センターの改築 **【釧路地区】**
- 児童虐待の防止
- ひとり親家庭への支援



6 地域内交通の確保

- 幹線市道の整備
 - 幹線道路整備事業 **【全地区】**
- 生活道路の整備
 - 市道整備事業 **【全地区】**
- 自転車道の整備
- 冬道対策の充実
 - 防雪事業(ロードヒーティング) **【釧路地区】** **【阿寒地区】**
- 地方生活バス路線の維持・確保、利便性の向上促進

2 地域福祉の充実

- 福祉教育、啓発活動の推進
- 社会福祉協議会等への支援
- 民生・児童委員の活動への支援



3 高齢者福祉の充実

- 高齢者の健康づくり施策の推進
- 高齢者の生きがい対策の推進
- 各種介護サービスの充実
- 高齢者保健・福祉・介護関連施設の整備・機能強化
 - 介護保険施設等の整備 **【釧路地区】**
 - 介護老人福祉施設建設整備事業(特別養護老人ホーム) **【音別地区】**
 - 痴呆性高齢者グループホーム施設整備 **【音別地区】**
- 緊急通報システムの整備
 - 高齢者等緊急通報システム事業の充実 **【全地区】**

7 公園・緑地・水辺の整備

- 公園の整備
 - 公園整備事業 **【釧路地区】**
- 河川・海岸周辺を活用した親水公園・緑地の整備
 - 釧路川リバーサイドの整備 **【釧路地区】**
- 緑のネットワークの整備
- 花と緑のまちづくりの推進
- 河川改修事業の推進
 - 釧路川河川改修事業における直轄事業の促進(国への要望) **【釧路地区】**
 - 河川改修事業(道事業) **【釧路地区】** **【阿寒地区】**
 - 低湿地帯浸水対策事業 **【釧路地区】**
- 海岸保全対策の促進



4 障がい(児)者福祉の充実

- 住民啓発、福祉教育、交流活動の推進
- 総合相談・情報提供体制の整備
- 関連団体及び活動への支援
 - 交流ホーム建設債務補給事業 **【音別地区】**
- 障がい(児)者福祉サービスの充実
- 障がい者の就労機会への支援

8 住宅・宅地の整備

- 自然条件を活かした居住環境づくりの推進
- 急傾斜地崩壊対策の促進
 - 急傾斜地崩壊防止事業(道事業) **【釧路地区】**
- 公営住宅の建設等の推進
 - 公営住宅建替事業 **【全地区】**
 - 道営住宅の誘致(道事業) **【釧路地区】**
 - 公営住宅等駐車場整備事業 **【釧路地区】**
 - まちなか居住推進事業(借上げ公営住宅) **【釧路地区】**

9 上・下水道の整備

- 水質管理体制の強化と水道の高度浄水処理の推進
 - 水質検査機器整備事業【釧路地区】
- 水道施設の整備更新・耐震化の推進
 - 浄水場施設整備事業【釧路地区】
 - 配水管整備事業【釧路地区】
 - 簡易水道改良事業【阿寒地区】
- 浄水汚泥処理施設、下水道汚泥乾燥処理施設の整備と汚泥の有効利用の推進
 - 浄水汚泥乾燥施設整備事業【釧路地区】
 - 公共下水道整備事業(汚泥乾燥処理施設)【釧路地区】
- 下水道各種施設の整備更新・耐震化の推進
 - 公共下水道整備事業【釧路地区】
 - 特定環境保全公共下水道事業【阿寒地区】【音別地区】
 - 合併処理浄化槽整備推進事業【阿寒地区】
 - 浄化槽設置整備事業【音別地区】
- 下水道の合流改善事業の推進
 - 合流改善事業(管渠・ポンプ場)【釧路地区】

11 消防・防災体制の充実

- 消防・救急施設、設備の整備
 - 消防庁舎整備事業【全地区】
 - 消防訓練施設の建設【釧路地区】
 - 消防車両の整備【全地区】
 - 消防通信施設の整備【釧路地区】
 - 消防無線の整備【全地区】
- 防災対策の推進
- 雌阿寒岳火山観測体制の整備促進
 - 雌阿寒岳火山防災体制の整備促進(道への要望)【阿寒地区】



10 環境衛生の充実

- ごみ焼却・処分施設、リサイクル関連施設の整備
 - 緑のリサイクル推進事業【釧路地区】
- ごみ分別・減量化・リサイクルに関わる住民啓発の推進
- 分別収集体制の確立
- 不法投棄の監視・適正処理対策の推進
- 産業廃棄物の適正処理・リサイクルに関わる事業者等への指導・啓発の推進
- し尿処理対策の推進
- 墓地・火葬場施設及び周辺環境の整備

12 交通安全・防犯体制の充実

- 交通安全教育、住民啓発の推進
- 交通安全施設等の整備
- 暴力追放、防犯に関わる住民啓発の推進
- 防犯・街路灯の整備
 - 昭和地区交番整備(道事業)【釧路地区】

基本目標

6 いきいきとした心豊かな人をはぐくむまちづくり

1 生涯学習の推進

- 生涯学習関連施設の整備
- 生涯学習推進体制の充実
 - 各市町連携の図書貸出システム(オンライン)事業【全地区】
- 生涯学習プログラムの整備
- 学習機会の拡充
- 青少年の健全育成



2 学校教育の充実

- 幼児教育の充実
 - 幼稚園舎整備事業【阿寒地区】【音別地区】
- 特色ある学校づくりの推進
- 小・中学校施設の整備
 - 学校校舎整備事業【釧路地区】【阿寒地区】
 - さわやかトイレ整備推進事業【釧路地区】
- 障がい児教育の充実
- 学校給食施設の整備
 - 小中学校給食センター改築事業【釧路地区】
- 就学援助・通学対策の推進
 - スクールバス購入事業【音別地区】
- 高等学校教育の充実
- 大学等高等教育機関の充実促進

(再掲)⇒基本目標4①



3 芸術・文化の振興

- 各種芸術・文化活動への支援
- 芸術・文化の鑑賞・発表機会の充実
- 芸術・文化関連施設の整備
 - 文化会館整備事業【音別地区】



6 国際交流への対応

- 国際交流を担う人材の育成
- 姉妹都市、友好都市等との交流事業の推進
 - 姉妹都市等交流推進事業【全地区】
- 海外技術協力の推進及び国際協力活動への支援体制の整備
- 地域国際化の推進

4 郷土文化の継承と創造

- 郷土芸能、伝統行事、祭り等の保存・伝承
- 指定文化財等の保存調査と適正保護の推進
- アイヌ文化の保存・振興施策の推進
 - アイヌ民俗文化公園の誘致(国への要望)【釧路地区】
 - アイヌモシリ推進事業(アイヌ文化の伝承・保存施設の整備)【阿寒地区】

7 男女共同参画の形成

- 住民等への啓発の推進
- 女性の社会参加の拡充



5 スポーツの振興

- 各種スポーツ施設の整備
 - スポーツ施設整備事業【音別地区】
- 広域拠点スポーツ施設の整備促進
 - (再掲)⇒基本目標4①
- 各種スポーツ団体・クラブの育成・支援
- 総合型地域スポーツクラブの育成の推進
- 競技スポーツの振興
- 生涯スポーツの振興



8 まちづくりの推進と人権尊重

- 人権教育の推進
- 啓発活動の推進



9 コミュニティ活動の促進

- 住民相互やコミュニティ間の交流の推進
- コミュニティ活動拠点施設の整備
 - 地域集会施設整備事業【釧路地区】
 - コミュニティセンター施設整備事業【阿寒地区】【音別地区】
- 個性あるコミュニティ活動への支援

7 基本目標 住民と行政の協働によるまちづくり

1 住民と行政の協働によるまちづくりの推進

- 情報公開の推進
- 広報・広聴活動の充実
- 住民参加の推進
- ボランティア、NPO(注10)まちづくり活動への支援
 - (注10)「NPO」:民間非営利組織

3 広域行政の推進

- 東北北海道の発展に向けた諸事業の推進

2 地方分権に対応した行政運営の推進

- 行財政改革の推進
- 行政情報化の推進 (再掲)⇒基本目標4④
- 行政評価制度の導入
- 公共施設整備等におけるPFI(注11)の導入
 - 庁舎改修事業【全地区】
- 庁舎等の整備
 - (注11)「PFI」:社会資本整備などの公共サービス供給を民間主導型で行う事業方式



財政計画

歳入

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方税	21,924	21,851	21,777	21,710	21,636	21,562	21,460	21,357	21,254	21,151	21,048
地方譲与税	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290
その他一般財源	3,462	3,462	3,462	3,462	3,462	3,462	3,462	3,462	3,462	3,462	3,462
地方交付税	23,083	22,307	22,337	22,479	22,836	22,884	23,209	23,500	23,791	24,082	24,001
その他特定財源等	41,882	41,809	41,516	40,859	40,842	40,819	40,793	40,792	40,790	40,789	40,787
繰入金	666	1,725	2,186	852	476	0	0	0	0	0	0
地方債	10,057	10,057	10,057	8,795	8,795	8,795	8,795	8,795	8,795	8,795	8,795
歳入合計	102,365	102,501	102,626	99,447	99,336	98,813	99,009	99,195	99,382	99,568	99,383

注) 1. 「その他一般財源」は、利子割交付金・地方消費税交付金・自動車取得税交付金等をいいます。
2. 「その他特定財源等」は、使用料・手数料・国庫支出金等をいいます。

歳出

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	17,605	17,839	17,945	17,681	17,647	17,061	16,936	16,746	15,907	15,950	15,398
物件費	8,755	8,569	8,501	8,321	8,306	8,226	8,210	8,134	8,123	8,047	8,036
維持補修費	957	957	957	957	957	957	957	957	957	957	957
扶助費	17,692	17,679	17,676	17,696	17,716	17,738	17,748	17,760	17,772	17,785	17,799
補助費等	8,662	8,695	9,071	9,013	9,177	9,136	9,357	9,403	9,064	9,000	9,001
公債費	13,166	13,232	12,945	12,525	12,278	12,026	11,877	11,643	11,832	11,184	10,525
積立金	1,005	1,005	1,005	0	0	413	668	1,297	2,472	3,390	4,413
繰出金等	23,183	23,185	23,186	23,186	23,187	23,187	23,187	23,187	23,187	23,187	23,187
投資的経費	11,340	11,340	11,340	10,068	10,068	10,068	10,068	10,068	10,068	10,068	10,068
歳出合計	102,365	102,501	102,626	99,447	99,336	98,813	99,009	99,195	99,382	99,568	99,383
単年度実質収支	-666	-1,725	-2,186	-852	-476	413	668	1,297	2,472	3,390	4,413

注) 1. 「単年度実質収支」は、各年度の歳入合計（繰入金を除く。）から歳出合計（積立金を除く。ただし、平成17～19年度は、合併支援措置として、合併特例債による「地域振興基金」への積立を行うための積立金を含む。）を差し引いた額
2. 平成22～27年度は、歳入歳出に剰余金があるため積立を行うこととします。
3. 端数処理のため、合計が合わない場合があります。

歳入の設定

- 地方税は、平成16年度予算額の生産年齢人口（20歳～64歳）1人当たりの額に、将来の生産年齢人口推計値を乗じて推計しています。
- 地方交付税は、普通交付税の削減が行われているため、平成18年度の普通交付税額を平成12年度と対比して、釧路市は80%、阿寒町・音別町は70%となるよう、段階的に縮小するよう設定して推計しています。
- 繰入金は、基金からの繰入れや繰替え運用を行うこととして推計しています。
- 地方債のうち、通常分は新市建設計画に基づき平成17～19年度は3ヵ年の平均額、平成20～27年度は8ヵ年の平均額で計上し、合併特例債活用事業15億円を差し引いた額を計上。臨時財政対策債・減税補てん債は平成16年度確定額と同額で推計。また合併特例債は、建設事業分として毎年15億円、11年間合計で165億円、基金造成分として平成17～19年度の3年間、毎年9.5億円を充当するものと設定して推計しています。

歳出の設定

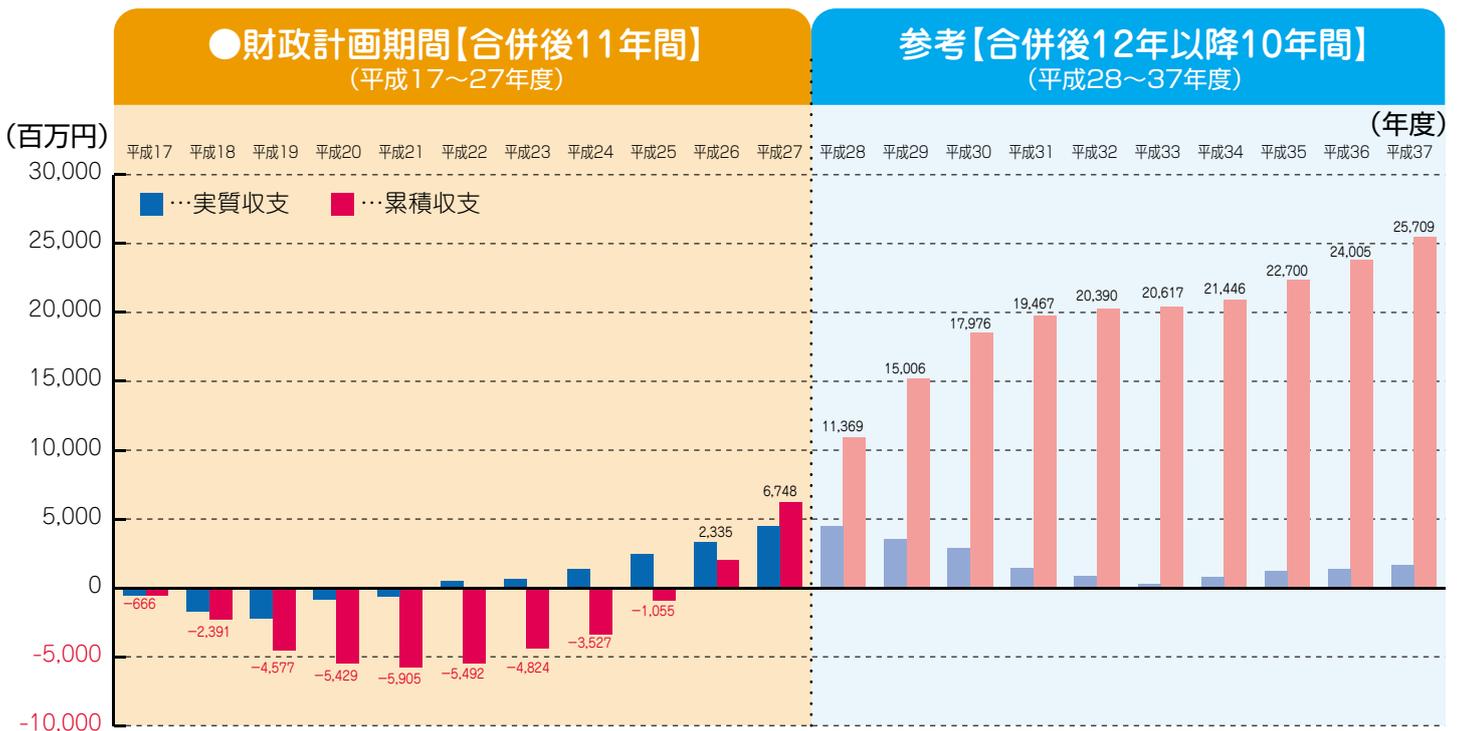
- 人件費は、60歳定年、合併後5年間の補充率を25.0%、平成36年度の職員数を類似団体^{注)}の水準になるものとして、1,315人と設定して推計しています。
- 物件費のうち、委託料は平成15年度決算額と同額で推移するものとして、またそれ以外は合併15年後に類似団体の水準になるものと設定して推計しています。
- 補助費等のうち、補助交付金は合併20年後に類似団体の水準になるものとして、またそれ以外は平成15年度決算額と同額で推移するものと設定して推計しています。
- 積立金は、平成17～19年度の3年間で、地域振興基金に30.2億円を積み立てることとしています。
- 投資的経費は、新市建設計画に基づく概算事業費及び経常的な普通建設事業概算額を見込んで推計しています。

注) 「類似団体」：人口規模や産業構造が似ている自治体をいいます。

財政計画 の考え方

- 歳入歳出の各項目ごとに、過去の決算状況や経済情勢、人口推移等を勘案して、合併後11年間について普通会計ベースで作成しています。
- また、3市町で構成している一部事務組合分についても加算しています。
- 堅実な財政運営を基調に、国の合併支援策、合併による歳出の削減効果、新市建設計画の実現に必要な経費、住民サービス等の調整に伴う経費についても勘案しています。

実質収支および累積収支



合併支援措置・効果

合併による財政支援措置

(11年間合計)

約 **278.0** 億円

- 合併特例債(建設事業分) **226.7億円**
- 合併特例債(地域振興基金造成分) **28.6億円**
- 普通交付税による支援 **13.8億円**
- 特別交付税による支援 **4.4億円**
- 合併市町村補助金 **4.5億円**

合併による経費削減効果

(11年間合計)

約 **94.3** 億円

- 人件費の削減額 **73.6億円**
- 物件費の削減額 **8.9億円**
- 補助費等の削減額 **11.8億円**

合併協議の主な内容

(合併協定項目)

現在の3市町においては、それぞれ住民サービスや行政制度などに違いがあります。

こうした違いを新市になった場合にどのように調整していくかについて、合併協議会では1250項目に及ぶ住民サービスや行政制度などの調整項目について、大きく50項目の「合併協定項目」に区分をして協議をしてきました。

このうち主な項目について御紹介します。

基本的な協議事項

合併の方式

釧路市、阿寒町、音別町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する「新設合併」とします。

※「新設合併」とは、今までの市町村を一度廃止して、その後に改めて新しい市町村を設置するもので、いわゆる「対等合併」と言われる方式です。

新市の名称

「釧路市」とします。

合併の期日

平成17年(2005年)10月11日とします。

新市の事務所の位置

現在の釧路市役所の位置とします。



住民サービスや負担に関すること

地方税に関すること

市町民税

- 個人市町民税は標準税率を採用します。
- 法人市町民税は制限税率に統合しますが、標準税率を適用している音別町は合併後3年程度現行を引き継ぎます。

【個人市町民税】

平成16年4月1日現在

区分		釧路市	阿寒町	音別町	新市	
					合併時	経過措置後
個人	均等割	3,000円/年 (非課税基準額≒320千円 給与所得者標準世帯年収=2,403千円)	3,000円/年 (非課税基準額≒280千円 給与所得者標準世帯年収=2,140千円)	現行どおり	釧路市の税率になります	
	所得割	前年度所得 200万円以下:3%	200万円超:8%		700万円超:10%	現行どおり

固定資産税

- 標準税率1.4%をそのまま引き継ぎます。

都市計画税

- 現在、釧路市において課税対象とされている固定資産については、税率0.3%をそのまま引き継ぎます。

入湯税

- 阿寒町の現行制度に統合します。

平成16年4月1日現在

区分	釧路市	阿寒町	新市（合併時）
一泊	150円/人		150円/人
日帰り	50円/人	90円/人	90円/人
修学旅行 (10人以上の団体)	なし	一泊70円/人 一日40円/人（日帰りの場合）	一泊70円/人 一日40円/人（日帰りの場合）

確定申告の方法

- 現行どおり引き継ぎますが、会場・期間・受付対象範囲は税務署と協議します。

使用料、手数料等に関すること

住民窓口の証明・ 交付手数料

- 戸籍関係の手数料は現行を引き継ぎ、住民票、印鑑登録などの手数料は再編します。

平成16年4月1日現在

区分	釧路市	阿寒町	音別町	新市（合併時）
住民票	200円	200円	世帯全部300円	200円
			世帯一部150円	
印鑑登録証（交付）	500円	300円	無料	500円
印鑑登録証（再交付）	500円	300円	300円	500円
印鑑に関する証明	300円	300円	300円	300円

税証明手数料

- 1件700円とする住宅家屋証明以外の手数料は、釧路市の現行に統合します。

平成16年4月1日現在

区分	釧路市	阿寒町	音別町	新市（合併時）
所得証明	300円	300円	400円	300円
課税・納税証明	300円	300円	400円	300円
住宅家屋証明	1,300円	1,300円	500円	700円
営業証明	300円	500円	500円	300円
固定資産評価証明	300円	500円	500円	300円

ごみ処理手数料



- 平成17年4月1日施行の釧路市の手数料に統合します。

平成16年4月1日現在

区分	阿寒町	新市（合併時）
家庭系	可燃ごみ 45ℓ=100円 15ℓ=30円	40ℓ=100円 20ℓ=50円 30ℓ=75円 10ℓ=25円
	不燃ごみ	
粗大ごみ	400円	375円
資源ごみ	無料	無料

し尿処理の収集 手数料

- リッター当たり5円（税込）で統合します。

平成16年4月1日現在

釧路市	阿寒町	音別町	新市（合併時）
(1回につき) 100ℓまで520円 100ℓ超過分20ℓごとに105円	1ℓ=5円	1ℓ=4円	1ℓ=5円 (税込)

水道料金及び 下水道使用料

【水道料金】

- 合併時に釧路市の料金体系に統一することを基本としますが、阿寒町の営業用料金体系の特殊性、給水原価等に十分配慮し別途段階的に補正します。
- 新市の料金体系は財政状況並びに施設の更新・改修の必要性を判断した上で浄水・送配水の効率的配置決定と事業実施計画を策定し、中長期的な財政収支計画に沿って決定します。
- 業務用給水装置の新設・改造に伴う負担金も釧路市の制度に統合します。

【下水道使用料】

- 合併後5年程度で段階的に釧路市の使用料体系に統合しますが、阿寒湖温泉地区で水道用途が営業用の利用者については、地域の特殊性や使用料の極端な増加に十分配慮し別途段階的に補正します。
- また、新市の使用料体系に阿寒町の温泉水単価を含めます。



下水道の受益者 負担金

- 「負担金条例」・「分担金条例」を制定し、現在の負担区ごとの単価を引き継ぎます。
- 納付方法は年4回(納期は7月・9月・11月・1月)とし、期間を金額により最大6年間としている阿寒町の取扱いとしますが、従前の納付方法が適用されるものは終了まで適用します。

コミュニティセンター、 地区会館、町内会館施設 の運営形態及び使用料

- 設置経緯や各市町の実情が異なることから、当面現行の管理運営を引き継ぎます。また、同一形態の使用料は統合を検討します。

市町営住宅の入居資格 及び使用料

- 釧路市の現行制度に統合します。
- 使用料(家賃)規定は値上げとなる場合、合併に伴う算定基準の統合で使用者の急激な負担増を避けるため合併後4年程度の据え置きを行います。

斎場・火葬場の 使用料

- 釧路市の現行使用料に統合します。

平成16年4月1日現在

区分	釧路市	阿寒町	音別町	新市(合併時)
大人	13,000円	7,000円	15,000円	13,000円
小人	7,000円	6,000円	12,000円	7,000円

保育料



- 当分の間は現行を引き継ぎますが、認可、無認可の形態やサービスの相違点を調整し、方向性を新市で検討します。

平成16年4月1日現在／金額は月額

区分			釧路市	阿寒町	音別町	新市	
						合併時	経過措置後
標準世帯 前年分 所得税が 概ね 11~14万円 の世帯	在籍 1人目	3歳未満児	42,300~44,500円	—	11,000~13,000円	現行どおり	新市で調整します
		3歳以上児	36,500~39,600円	6,000円	9,500~11,000円		
	在籍 2人目	3歳未満児	0円	—	11,000~13,000円		
		3歳以上児	0円	6,000円	9,500~11,000円		
	在籍 3人目	3歳未満児	0円	—	11,000~13,000円		
		3歳以上児	0円	6,000円	9,500~11,000円		

町立幼稚園の入園料・保育料

- 新幼稚園振興計画を策定し、合併後2年程度で入園料及び保育料の統合や幼保一元化等の方向性を新市で検討します。

小・中学校の給食方式及び給食費

- 現行を引き継ぎ、合併後、給食単価及びメニューの統一や食材の購入方法などを検討します。

平成16年4月1日現在／金額は年額

区分	釧路市	阿寒町	音別町	新市	
				合併時	経過措置後
小学校給食費	1・6年生 41,478円	39,140円	37,810円	現行どおり	新市で統一を検討します
	2~5年生 42,816円				
中学校給食費	1・2年生 48,776円	1・2年生 46,740円	1・2年生 43,875円		
	3年生 46,096円	3年生 44,280円	3年生 41,625円		

スポーツ施設の使用料

- 料金体系や減免基準の統合に当たり合併後5年程度の猶予を設けますが、速やかな検討に努めます。

補助金、交付金等に関すること

遠距離児童・生徒通学費補助事業

- 現行制度を引き継ぎます。

奨学金貸付制度



- 各自治体の上限を適用し再編します。
- 貸付業務は新市で行いますが、決定した奨学生が阿寒地区住民(その親、又はこれに代わるべき者が阿寒地区に住所を有する)の場合は、前田一步園財団からの寄付による奨学基金を以って充てます。

平成16年4月1日現在／金額は月額

区分	釧路市	阿寒町	音別町	新市(合併時)
大学	41,400円	25,000円以内	30,000円	41,400円
専修学校			20,000円	
高等専門学校	9,300円	15,000円以内	15,000円	20,000円
高等学校			15,000円	15,000円

就学費援助制度

- 援助項目の多い釧路市の現行制度に統合します。

私立幼稚園就園奨励費補助制度

- 制度がある釧路市の現行に統合します。

高等学校の通学費助成

- 阿寒高校通学費助成制度は、合併時の新1年生までを対象に3年間存続した後廃止することが望ましいと考えます。
- 新市としての通学費助成制度を検討します。

農業・畜産業各種利子補給制度

- 北海道の制度である「酪農経営負債整理資金利子補給」、「大家畜経営体質強化利子補給」等を新市全体に適用します。

水産業各種利子補給制度

- 末端金利の状況に応じ各漁業協同組合と調整し補給率を定めます。

工業等振興条例助成

- 制度がある釧路市の現行に統合します。

中小企業等活性化推進

- 制度がある釧路市の現行に統合します。

商工業振興融資制度

- 融資項目の多い釧路市の現行制度に統合しますが、合併後7年程度、既実行分を引き継ぎます。

定住促進、まちづくり及び地域振興に関する補助金

- 音別町の「持ち家促進奨励助成」は合併後3年程度で廃止し、既に廃止されている阿寒町の「定住促進奨励事業」は定住年数等を満たし支給要件の発生したものを平成19年3月まで支給を継続します。
- まちづくり・地域振興に関する補助金は、各市町の現行制度の趣旨を生かして引き継ぎます。

町内会（自治会）活動補助金

- 現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助制度を調整します。

街路灯（防犯灯）の設置・維持補助

- 現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助要綱を再編します。

環境保全の資金助成制度

- 制度がある釧路市の現行に統合します。

芸術・文化団体育成補助制度

- 現行を引き継ぎ、歴史的・地域的な背景を踏まえ合併後1年程度で補助内容を調整します。

スポーツ団体育成補助制度

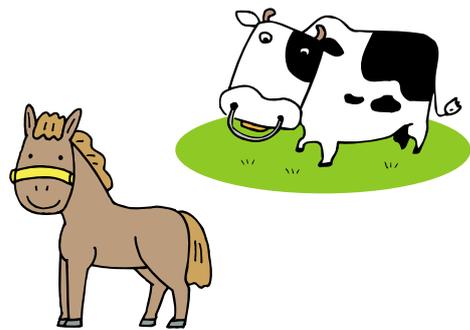
- 現行を引き継ぎ、合併後2年程度で補助率等を統一します。

コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設運営補助制度

- 地域住民団体で設置・管理している施設がある釧路市の現行制度に統合します。

地方バス路線維持補助金

- 単独補助路線は生活の足の確保を前提として、国・道の補助制度の改正に合わせ制度を見直すこととしますが、釧路市内完結路線に係る釧路市の独自基準は基本的考えを新市に引き継ぎ再編します。



消防・防災に関すること

消防組織

- 釧路市消防本部と釧路西部消防組合を脱退する2町の組織を統合し、職員定数及び署・支署の配置は現行を引き継ぎますが、新市における定員管理計画の策定を行います。

消防団の組織・人員

- 組織は現行体制としますが、連合消防団を組織し市長の指揮監督下で活動します。
- 団員の定年制等の諸規定は、新市で速やかに整合を図ります。

指定避難場所、緊急支援物資保管施設

- 地域防災計画に定めている指定避難場所・緊急支援物資保管施設を引き継ぎます。
- 雌阿寒岳火山防災計画に定めのあるものも引き継ぎます。

防災計画

- 地域防災計画は合併時に釧路市の現行計画に統合し、雌阿寒岳火山防災計画は組織の再編を含め協議します。

火災出動

- 広域的な消防活動を円滑に行うため、現釧路市消防本部内に設置する指令センターにおける指令管制業務のシステム化を推進します。
- 地域特性に合った防御計画と消防力を相互補完できる出動計画を策定します。

救急出動



- 救急体制は、次のとおり統合します。
 - ア 救急車の台数は現行を引き継ぎます
 - イ 救急救命士に義務付けられる研修期間中の人員確保は新市で検討します
 - ウ 阿寒町、音別町の救急隊は消防隊との乗り換えによる現体制を引き継ぎ、救急体制の専任化を新市における署・支署及び人員配置計画策定の中で検討します
 - エ 高規格救急車が配置されていない地域へ早急に配置します

住民の暮らしに関すること

字名・町名

- 釧路市は現行どおりとし、阿寒町・音別町は「釧路市」の後にそれぞれ「阿寒町」・「音別町」を残すことを原則とします。
 なお、「字」の表示は廃止します。
 〈事例〉釧路市阿寒町阿寒湖温泉1丁目
 釧路市音別町朝日1丁目

ごみ処理対象地区・収集体制・収集方法等



- 収集体制は現行を引き継ぎますが、委託化の方向で効率的な体制を検討します。
- 新市において収集方式は統合に向け調整し、収集回数は積極的なごみの減量化・資源化への取組みと合わせ調整します。

平成16年4月1日現在

区分		釧路市	阿寒町	音別町	新市	
家庭系	可燃ごみ	週2回			合併時には現行どおりとし、新市において調整します	
	不燃ごみ	週1回	月2回			
	資源ごみ	月2回	週1回	月2回		
収集方法		ステーション方式（釧路市は一部戸別あり）			合併時には現行どおりとし、新市において一本化を調整します	
収集体制		直営・委託	委託		合併時には現行どおりとし、新市において効率的な体制を検討します	

道路除雪及び冬季路面对策

- 除雪作業初動の降雪量は10cmとしますが、都市部や酪農地帯など地域特性に配慮し柔軟に対応します。
- 現行の拠点施設を維持・調整し、除排雪体制を強化するとともに、合併後5年程度で直営除雪体制や民間借上げ車両数、委託料を調整します。

平成16年4月1日現在

区分		釧路市	阿寒町	音別町	新市	
					合併時	経過措置後
除雪作業初動降雪量	幹線道路	10cm	15cm	5~10cm	現行どおり	10cm
	生活道路	15cm				

消費者教育・啓発推進

- 釧路市の消費生活センターを拠点とし、各地の消費者協会と連携した消費生活行政を推進します。

健康・福祉・医療に関すること

国民健康保険に関すること

保険料（税）賦課割合と保険料率



- 保険料（税）賦課割合等は、次のとおりとします。
 - ア 「保険税」を「保険料」に統合します
 - イ 合併後5年程度で賦課割合・料率・賦課限度額を再編しますが、資産割は導入しないこととします
 - ウ 賦課限度額は法定の53万円に統一するため、釧路市は段階的に引き上げます
 - エ 納期は釧路市の10期に統一します

『モデルケース』二人世帯の場合の保険料試算（医療分）

※この試算は平成15年度の国保事業をベースにしています。また、3市町の現行保険料（税）は平成15年度の料（税）率で算出しています。金額は年額

区分			釧路市	阿寒町	音別町	新市	
所得階層区分	給与収入額	年金収入額				合併時	経過措置後
33万円以下※1	98万円	173万円	23,600円	42,700円	39,900円	現行どおり	23,600円
100万円※2	167万円	240万円	129,200円	129,500円	136,300円		128,400円
300万円	443万円	495万円	343,000円	280,300円	316,900円		339,200円
500万円	689万円	730万円	510,000円	414,300円	480,900円		530,000円
600万円	800万円	846万円	510,000円	481,300円	530,000円		530,000円

①現行の資産割課税分は、阿寒町（35%17,500円）・音別町（30%15,000円）としています。（固定資産税額は50,000円として試算）
 ※1. 均等割・平等割の7割軽減適用をしています。 ※2. 均等割・平等割の2割軽減適用をしています。

任意給付

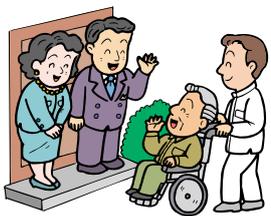
- 出産育児一時金は現行を引き継ぎます。
- 葬祭費は釧路市の現行制度に統合します。

健康診査助成事業

- 釧路市の「脳ドック」及び「歯科ドック」、釧路市と阿寒町の「人間ドック」を引き継ぎ、統合します。

介護保険に関すること

介護保険料



- 平成17年度の介護保険事業計画策定時に新市において保険料を設定します。

平成15年4月1日現在／金額は年額

区分		釧路市	阿寒町	音別町	新市	
段階別保険料					合併時	平成18年度以降
第1段階	生活保護受給者・高齢福祉年金受給者（世帯全員が住民税非課税）	20,774円	23,880円	15,200円	現行どおり	新しい『介護保険事業計画』策定時に設定します
第2段階	世帯全員が住民税非課税	31,161円	35,820円	22,800円		
第3段階	世帯課税で本人が住民税非課税	41,547円	47,760円	30,500円		
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	51,933円	59,700円	38,100円		
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	62,320円	71,640円	45,700円		

施設介護サービス

- 現行制度を引き継ぎます。

配食サービス

- 当面は現行体制で対応し、受託業者、昼・夕食利用回数の統合を検討します。また、自己負担額は「1食300円」に統一します。

平成16年4月1日現在

釧路市	阿寒町	音別町	新市	
			合併時	経過措置後
自己負担 500円／回 週4回（夕食）	自己負担 300円／回 週7回（昼食）	自己負担 300円／回 週5回（昼食）	自己負担300円／回 配食回数等は現行どおり	配食回数等は新市で調整します

移送サービス

- 利用者や遠方移送の増加による財政負担を考慮し、委託方式を検討します。また、新制度設立までは外出支援サービスを含めた現行体制で対応します。

居宅介護サービス

- 合併後1年程度で新市としてのサービスを設定します。また、利用者に地域格差が生じないように、公益的サービスを調整します。

高齢者福祉に関すること

老人クラブ活動支援

- 合併後1年程度で連合会、支部的組織への支援基準を再編します。

敬老事業

- 合併後3年程度で敬老会の対象年齢や行政負担を検討します。また、釧路市の敬老大会は引き継ぎます。

高齢者バス利用助成及び老人入浴費助成

- バス利用助成または入浴費助成のいずれかの選択制とし、次のとおり再編します。
 - ア 支給対象年齢 70歳以上
 - イ 所得制限 本人非課税
 - ウ 助成額 6,000円
- バス利用助成は、地域の実情によりタクシー助成の選択も可とします。
- 入浴費助成は、阿寒町地区で「赤いベレー」を選択する場合は、現行入浴助成（上限9,600円）を継続しますが、その期間を合併までに検討します。

敬老祝金



- 現行制度を引き継ぎ、地域の特殊性に配慮しながら段階的に節目の祝金（88歳、99歳、100歳以上に年5万円支給）に再編します。

平成16年4月1日現在

釧路市		阿寒町		音別町		新市		
						合併時	経過措置後	
77歳	10,000円	80歳	10,000円(商品券)	75.76歳	15,000円(現金)	現 行 ど お り	88歳	50,000円
88歳	30,000円	90歳	20,000円(商品券)				99歳	50,000円
99歳	50,000円	100歳	100,000円(現金)	77歳以上	20,000円(現金)		100歳以上	50,000円(毎年)
100歳以上	10,000円(商品券)							

障がい者福祉に関すること

障がい者福祉計画

- 合併後1年程度で新市における計画を策定します。

補装具の給付・修理、日常生活用具の給付・貸与

- 新市においても国や北海道の施策に基づき対応します。

特別障がい者手当

- 新市においても国や北海道の施策に基づき対応します。

障がい者援護旅費助成

- 釧路市の現行制度（鉄道賃・バス料金・ガソリン代の選択が可能、年6回まで助成）に統合します。

重度心身障がい者医療助成

- 釧路市の現行制度（3歳未満及び非課税世帯者を対象、初診時一部負担金を含め自己負担分を助成）に統合し、合併後3年程度で音別町の現行制度を段階的に調整します。

重度障がい者等 交通費助成

- タクシー補助券、ガソリン補助券の選択制とし、助成金額は年間1人12,000円とするともに、対象者の拡大を図ります。

平成16年4月1日現在

釧路市	阿寒町	音別町	新市（合併時）
12,000円/年	町立病院までの通院費を助成		12,000円/年 タクシー補助券・ガソリン補助券から1種類を選択

児童福祉に関すること

エンゼルプラン (児童育成計画)

- 「児童育成計画」を包含する「次世代育成支援地域行動計画」を引き継ぎ、合併後1年程度で新市における計画に再編します。

家庭児童相談室

- 釧路市に設置されている相談室を引き継ぎますが、広域化に伴う相談員の配置は新市で調整します。

出産祝金

- 音別町の現行制度は、合併後3年程度存続します。



保育に関すること

保育所

- 現行施設を引き継ぎます。

延長保育

- 釧路市は現行体制を引き継ぎ、他地域は実情を考慮し対応します。

障がい児保育

- 現行体制を引き継ぎ、未受入の解消等を新市で検討します。

地域子育て支援 センター事業

- 釧路市の現行事業に統合します。



その他福祉に関すること

母子(寡婦)福祉資金

- 新市においても北海道の施策に基づき対応します。

赤十字事業

- 献血事業は現行を引き継ぎ、社資募集、災害救護物資支給等その他の赤十字事業は釧路市地区の制度に統合します。

ウタリ資金貸付事業

- 貸付制度額の高い釧路市の現行制度に統合します。

保健医療に関すること

保健センター

- 現行施設を引き継ぎますが、保有機能は組織機構や保健師の配置等を合わせ合併後1年程度で調整します。

乳幼児健康診査

- 合併後1年程度で各種健診の開催方法、内容等を調整します。
- 集団及び個別診査の両方受診できる体制を整備します。

予防接種

- 合併後1年程度で地域に合わせた集団及び個別接種方法を検討します。
また、委託先は現行の継続を基本とし、委託料を統一します。
- 65歳以上を対象とするインフルエンザ予防接種の個人負担額はワクチン代の実費相当額とし、1回につき1,050円に統一します。

乳幼児医療費助成 (市町村助成)

- 北海道の助成制度及び3市町共通の助成制度に統合しますが、合併後3年程度で音別町の現行制度(拡大分)を段階的に調整します。

平成16年10月1日現在

区分	釧路市	阿寒町	音別町	新市	
				合併時	経過措置後
北海道の助成制度	通院=6歳(就学前まで)医療費無料(初診時一部負担金は除く。) 入院=6歳(就学前まで)医療費無料(初診時一部負担金は除く。) (※平成13年4月1日以降誕生の者については所得制限有) (※満3歳(誕生日の翌日以降)以上の者(市町村住民税非課税世帯を除く。))は原則1割負担(外来12,000円、入院40,200円限度)			現行どおり	北海道の助成制度及び3市町共通の助成制度に統合します
市町共通の助成制度	北海道の助成制度が改正されたことを受け、従来の制度に道助成制度を取り入れ、上記と同様の制度に改正				
市町独自の助成制度	①6歳から15歳に達した年の年度末まで医療費無料 ②初診時一部負担金助成				

老人医療費助成

- 65歳から69歳の医療費助成は北海道助成(平成19年度で終了予定)に統合します。

平成16年8月1日現在



区分	釧路市	阿寒町	音別町	新市(合併時)
老人保健制度	【75歳以上の方・65歳以上で一定の障がいがある方】 =医療費の1割又は2割の負担で給付が受けられます			65歳～69歳の医療費助成は、北海道老人医療給付特別対策事業(平成19年度で終了予定)の基準により統合します
北海道の助成制度	【昭和14年7月31日以前に生まれた方で老人保健制度の対象外の方のうち、世帯要件(6ヶ月以上一人暮らしであること等)と所得要件の両方に該当する方】=老人保健制度と同じ			

各種ガン検診

- 現行事業を引き継ぎます。
- 集団及び個別検診の両方ができる体制、個人負担の設定は、釧路市の制度に統合します。

人工透析患者通院 交通費助成

- 釧路市の制度(釧路地方腎友会に補助:行政50%、自己負担50%)に統合しますが、当分の間は現行のままとします。

公立病院等に関すること

公立病院、診療所の 施設及び体制

- 現行施設を引き継ぎますが、病院と診療所間の機能連携を図ります。
また、将来は現市立釧路総合病院の分院化等を調整します。
- 医師職の給料は将来における分院化等の調整と併せて整理します。

教育・文化に関すること

学校教育に関すること

町立幼稚園

- 現行施設を引き継ぎます。

小・中学校

- 現行施設を引き継ぎます。

小・中学校の通学区域及びスクールバスの運行

- 現行制度を引き継ぎます。

小・中学校の適正配置

- 釧路市の現行計画はその範囲のまま引き継ぎ、2町における計画を新市で必要と判断した場合には地域事情等の課題を考慮して調整します。

小・中学校の学級編制

- 現行どおり40人学級とします。

小・中学校の耐震診断・耐震改修

- 昭和56年以前建築の未実施校を優先するとともに、財政計画、各地域の公平性、緊急度を考慮し、大規模改造を含めた新市における計画を策定して順次実施します。

教科用図書採択

- 同一採択地区となるよう北海道教育委員会と調整します。

学校給食体制

- 現行体制を引き継ぎますが、新市において給食単価・メニューの統一や食材の購入方法、センター方式への移行などの検討と併せて調理員定数の適正化も検討します。また、道職員栄養士の旧自治体配置数確保を北海道教育委員会へ要請します。

学校図書整備

- 現行どおりの整備基準とします。

道立高等学校及び市立高等学校

- 平成17年入学者選抜時より同一学区となりますが、間口などの課題を北海道教育委員会と調整します。
- 道立高等学校については地域性に配慮し、阿寒高校の存続及び定員確保を北海道教育委員会へ強く要請します。



社会教育に関すること

公民館及び公民館活動を担う社会教育施設

- 現行施設を引き継ぎます。

生涯学習推進計画・社会教育推進計画

- 合併後2年程度で新計画を策定します。

図書館及び図書室

- 市立釧路図書館を本館とし、各地域の図書館(室)を分館(室)とする体制を構築します。
- 利用者カードの統一や視聴覚資料など扱いに差異があるものを調整し、合併後1年程度でいずれの地域でも貸出・返却及び在庫検索を可能とするコンピュータシステムの一元化を図ります。



図書館バス

- 釧路市・阿寒町のバスを引き継ぎ、合併後1年程度で新市としての運行体制を検討します。

社会教育委員

- 制度を統合しますが、各地域の意見が反映される委員構成を検討します。

芸術文化・スポーツ振興に関すること

文化施設

- 博物館、美術館、文化会館などの文化施設は現行を引き継ぎます。

スポーツ施設

- 現行施設を引き継ぎ、合併後1年程度で新市としての管理運営を調整します。

市町主催のスポーツイベント

- 合併後2年程度で新市としての事業振興を調整します。



姉妹都市及び国際・国内交流に関すること

国際姉妹都市等との交流

- 釧路市の現行事業に統合します。

国内姉妹都市等との交流

- 3市町それぞれの現行事業を新市に引き継ぎます。



産業・経済に関すること

農林水産業に関すること

農業委員会の委員の定数及び任期等

- 合併時に1つの農業委員会に統合しますが、選挙委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」といいます。）の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の委員として在任します。
- 在任特例期間終了後は、選挙委員の定数を17人とし、旧市町ごとに選挙区を設けます。

選挙区	選挙委員の定数
釧路市	5人
阿寒町	7人
音別町	5人

農業経営基盤強化促進対策

- 現行事業を引き継ぐとともに、新市における「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定します。

農業後継者対策

- 農業後継者対策協議会及び担い手育成センターは、それぞれ統合し引き継ぎます。
- 音別町の林業・商工に係る対策は新市で検討します。

ヒグマ有害駆除対策

- 阿寒町の現行事業に統合し、ヒグマ有害駆除員は合併時に非常勤職員として発令します。

エゾシカ有害駆除対策

- エゾシカ有害駆除員、猟友会等への補助金を新市で調整します。



森林整備計画

- 現行計画を引き継ぎ、新市における計画を策定します。

漁場管理対策

- 釧路市の漁業資源管理対策事業、雑海藻駆除事業などの漁場管理対策を引き継ぎます。

水産加工振興対策

- 釧路市の水産加工振興策を盛り込んだ「特定中小企業集積の活性化に関する計画」を引き継ぎます。

商工・観光に関すること

中心市街地活性化基本計画

- 釧路市の現行計画を引き継ぎ、各自治体に形成されている商店街等の実績を踏まえた中心市街地の範囲や支援のあり方などを検討します。

産炭地振興対策

- 釧路産炭地域総合発展機構の基金出資金を引き継ぐとともに、石炭産業・産炭地振興の協議会は釧路市の現行に統合します。

物産振興・販路拡張

- 釧路市物産協会を軸として統合し、地場産品の宣伝普及と販路拡大を図ります。

「観光まつり・イベント」及び「港まつり」

- テーマや開催時季の類似する観光まつり・イベント等は、PRの連携による相乗効果や同時開催による規模的レベルアップを新市において実施団体間で協議します。

都市基盤に関すること

建設に関すること

空港及び港湾

- 現行事業を引き継ぎます。

市町道舗装整備

- 現行事業を引き継ぎます。

市町道認定基準

- 基準がより詳細な釧路市の現行制度に統合します。

街路灯整備

- 国道、道道との総合的な整備を調整します。



都市計画に関すること

都市計画マスタープラン

- 釧路市の現行プランを引き継ぐとともに、法定手続等を考慮し、新市における総合計画に基づき策定します。

緑の基本計画

- 釧路市の現行計画を引き継ぐとともに、法定手続等を考慮し、新市における都市計画マスタープランに基づき策定します。

公園及び街路樹の維持管理

- 合併後3年程度で管理体制を統合します。
また、類似の公園施設管理条例は統一します。

上・下水道に関すること

水道事業の認可

- 釧路市は水道事業経営の廃止届けを提出し、給水区域・水道施設をそのまま引き継ぎ、新市としての同経営認可申請を行います。

簡易水道事業の認可

- 各市町は水道事業経営の廃止届けを提出し、新市としての同経営認可申請を行います。
- 現行を引き継ぐ施設等の老朽化対策は、新市における事業会計の健全化を図りながら検討します。

下水道事業計画

- 釧路市を処理区とする公共下水道は現行のまま新市に引き継ぎ、阿寒町及び音別町を処理区とする特定環境保全公共下水道は統合し、地域バランスを考慮して整備計画を推進します。

市町村営住宅に関すること

住宅マスタープラン

- 合併後2年程度で現行計画を再編します。

入居申し込みの方法

- 釧路市の現行制度(年2回公募)に統合します。

住宅使用料の収納業務

- 釧路市の委託方式をベースに、収納業務の効率化及び収納経費の節減を図ります。



行政・議会等に関すること

行政組織等に関すること

(仮称)総合行政センター等

- 2町の役場を(仮称)総合行政センターとし、次の業務を行います。
 - ア 行政管理部門(総務一般、文書管理、出納、会計、選挙事務(期日前投票・不在者投票)、本庁との連絡調整)
 - イ 地域政策部門(地域振興、活性化対策)
 - ウ 施設管理部門(道路、河川、公園、上下水道、公営住宅、教育文化、体育施設等)
 - エ 戸籍住民部門
 - オ 保健福祉、保険年金(国保、介護、国民年金)部門
 - カ 税務部門(申告、納税、税務証明)
 - キ 産業部門(産業全般、家畜の防疫)
 - ク 環境衛生部門(ごみ、し尿、火葬場、墓地)
 - ケ 民生・福祉部門(生活保護・高齢者・障がい者・母子の相談、各種給付事務、保育、療育)
 - コ 教育部門(入学・転校等の届出、安全対策、生涯学習アドバイザー・社会教育主事・学芸員の配置、学校給食センター、学校公務補等)
 - サ 防災・災害対策部門(行方不明者、海難、遭難、事故、除排雪、気象警報等)
- (仮称)総合行政センターの総括責任者(長)は、部長職以上とします。
- 既存の支所・出張所は現行を引き継ぎ、支所の機能は釧路市の制度に統合します。

(仮称)地域協議会

- 地方自治法に規定する附属機関として、(仮称)地域協議会を旧市町単位に設置します。

名 称	それぞれ(仮称)釧路地域協議会、(仮称)阿寒地域協議会、(仮称)音別地域協議会とします。
設置目的	新市における一体感の醸成を目的として、次の事項を担います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併に対する住民の不安の解消 ・ 住民意思の反映 ・ 市民協働の体制づくり
所掌事務	(1) 協議会の設置区域ごとに、当該区域に係る次の事項について、市長の諮問に応じ審議し、答申します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市建設計画に基づく施策の実施に関する事 ・ 総合計画に関する事 ・ 当該区域固有の事務事業に関する事 ・ 市民協働の推進に関する事 (2) 協議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べる事ができます。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各協議会の委員定数は10名とし、市長が選任します。 ・ 委員構成は、各種公共的団体からの推薦者、学識経験者、公募による選出者等とします。 ・ 日額報酬とし、任期は2年とします。
組 織	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの協議会に会長、副会長を置きます。 ・ 第1回の会議は市長が招集しますが、以降は会長が招集します。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市の市長就任後の最初の議会において設置します。 ・ 終期は定めませんが、組織のあり方について定期的に見直します。



行政委員会

- 選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の組織は、新市において統合します。

附属機関等

- 各市町及び釧路市の現行制度に基づき設置が必要な附属機関の統合や再編を図りますが、委員の構成については地域バランスに配慮します。

一部事務組合・ 公社等

- **一部事務組合**
3市町が加入している一部事務組合については、他の構成自治体と協議の上、脱退または再編を行います。
- **土地開発公社**
基本財産や現行事業を引き継ぎ、役員や職員の体制は統合します。
- **振興公社**
業務内容・経営状況等を勘案し、株主との協議も含め、合併後3年程度で振興公社のあり方を検討します。
事業や市町からの委託、職員や市町の出資は継承を基本とします。

特別職の身分等

- 市長、助役、収入役及びその他の常勤特別職の報酬や退職手当、任期等は、釧路市の現行制度に統合します。
- 非常勤特別職の報酬及び費用弁償についても同様とします。

一般職の職員の 身分等

- 合併前の釧路市、阿寒町、音別町の一般職の職員は、合併特例法の規定により、全て新市の職員として引き継ぎます。
- 2町及び白糠町、鶴居村で構成する釧路西部消防組合の職員については、必要な協議を行います。
- 人事、給料・諸手当等の取扱いについては、各市町または釧路市の制度を基本に、道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時まで調整します。

職員定数

- 適正化計画等を新市で策定し、定員の適正化に努めます。

【職員数】

平成16年4月1日現在

区分	普通会計			公営企業等会計	合計
	一般職	消防	計		
釧路市	1,393人	279人	1,672人	900人	2,572人
阿寒町	115人		115人	34人	149人
音別町	74人		74人	27人	101人
2町消防		39人	39人		39人
合計	1,582人	318人	1,900人	961人	2,861人

注1) 釧路市の普通会計の職員数には、北陽高校及び星園高校(90人)が含まれています。

注2) 釧路市の公営企業等会計の職員数には、市立病院(644人)が含まれています。

注3) 2町の公営企業等会計の職員数には、国保診療所を含む病院(阿寒町25人、音別町17人)が含まれています。



条例、規則等

- 合併協議会で協議調整された各項目については、合併特例措置を含めそれぞれの調整方針に従って整理します。

財産、基金等

- 3市町の財産、債務及び基金は、すべて新市に引き継ぎます。

指定金融機関等

- 新市においても指定金融機関を指定します。
- 新市の指定から外れた旧自治体の指定金融機関に対しては、指定代理金融機関の指定を考慮します。
- 収納代理金融機関は、指定している金融機関を全て網羅します。

工事等の入札

- 釧路市の現行制度に統合しますが、登録格付け基準の影響が大と認められる場合は制度の一部見直しを検討します。

電算システム

- 合併時の統合を円滑に推進するとともに、今後の電子自治体の対応や電算コスト削減を勘案したシステムの構築を図ります。

情報公開

- 新市で制定する情報公開条例に基づき積極的に公開します。

慣行・顕彰

- 3市町のすべての宣言を継承しますが、同種の宣言文は合併時まで調整します。
- 合併時まで市章を、合併後1年程度で市民憲章、市歌、市の花・木・鳥等を定めます。

議会に関すること

議会議員の定数及び任期等

- 3市町の議会議員は、合併特例法の規定を適用し、平成19年4月30日まで引き続き新市の議会議員として在任します。
- 新市の議員定数は34人とし、最初の一般選挙に限り旧市町ごとに選挙区を設けることとし、選挙区ごとの定数は合併時まで調整します。
- 報酬、費用弁償及び議会活動への交付金は、釧路市の制度に統合しますが、在任特例期間中の報酬は、釧路市選出議員は月額49万円、2町選出議員は月額25万円とします。

【議員数】

平成17年1月1日現在

区分	条例定数	現数
釧路市	34人	31人
阿寒町	14人	12人
音別町	12人	12人
合計	60人	55人



公共的団体に関すること

農業協同組合

- 現行を引き継ぎますが、各農協間の合併協議の推移を見ます。

森林組合

- 現行を引き継ぎますが、組織統合はそれぞれの組合間の協議を優先します。
- 補助金は関係団体との協議により調整します。

水産業協同組合

- 現行を引き継ぎますが、組織統合はそれぞれの組合間の協議を優先します。

商工団体

- 現行を引き継ぎますが、組織統合はそれぞれの団体間の協議を優先します。
- 補助金は団体間の協議の推移を見て調整します。

観光協会

- 現行を引き継ぎます。

消費者協会

- 現行を引き継ぎますが、各地域に設置されている消費生活関連団体間での調整が必要となります。

社会福祉協議会

- それぞれの組織の実情と歴史を尊重し、新市で統合に向けて調整します。

女性団体

- 新たに女性連を発足し発展的統合を図ります。
- 各地域ごとの団体は地域事情を考慮し存置する方向が望ましいことから、目的により差異がある主要団体の活動は各団体間で統合を調整します。
- 各団体への補助金を引き継ぎますが、合併後1年程度で制度を調整します。

芸術・文化団体

- 合併後1年程度で新市文化協会を発足し、現行の協会・協議会を加盟団体に位置づけます。

スポーツ団体

- 各団体を引き継ぎますが、合併後1年程度で新市体育協会を発足します。



3市町まちデータ

3市町合計人口

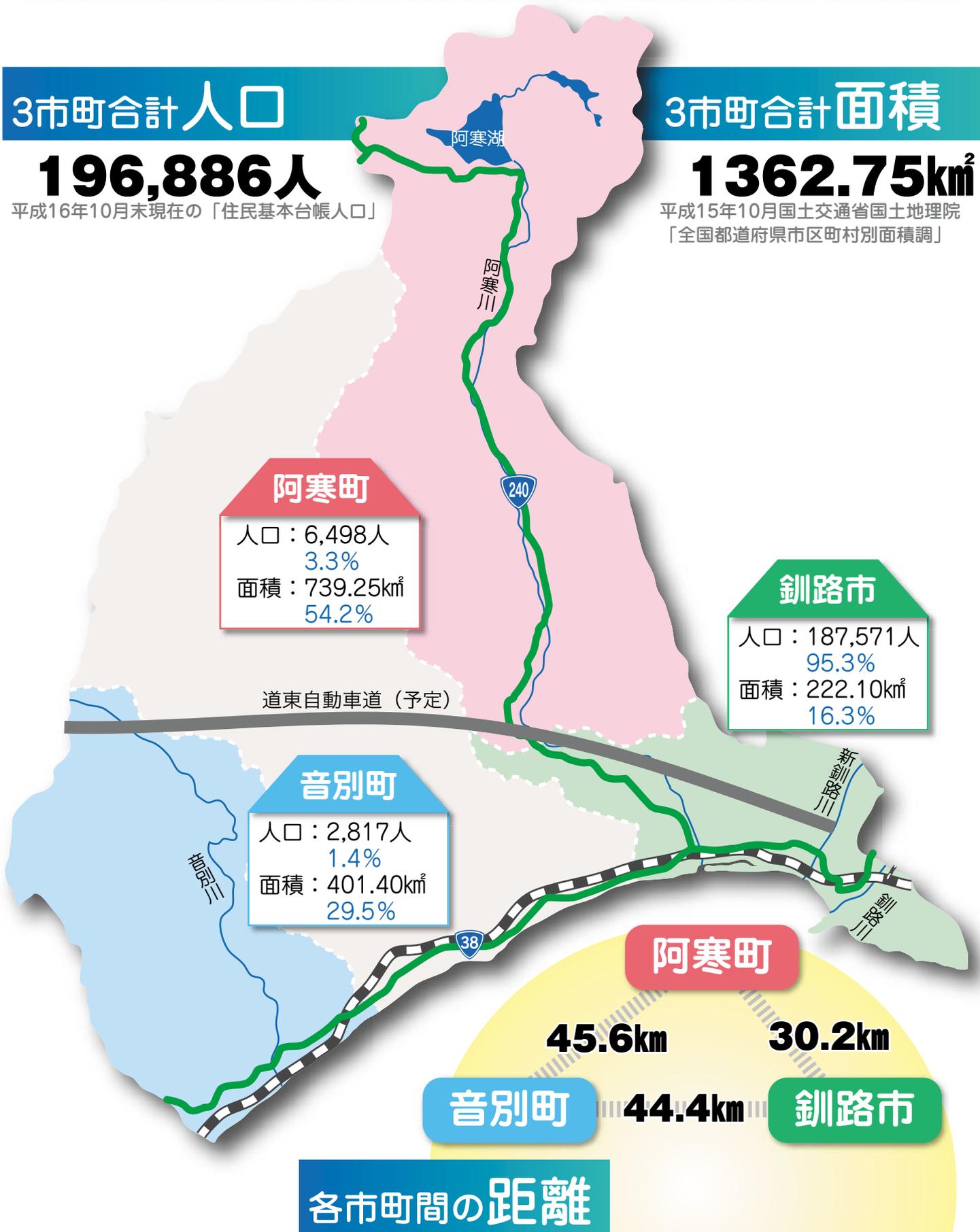
196,886人

平成16年10月末現在の「住民基本台帳人口」

3市町合計面積

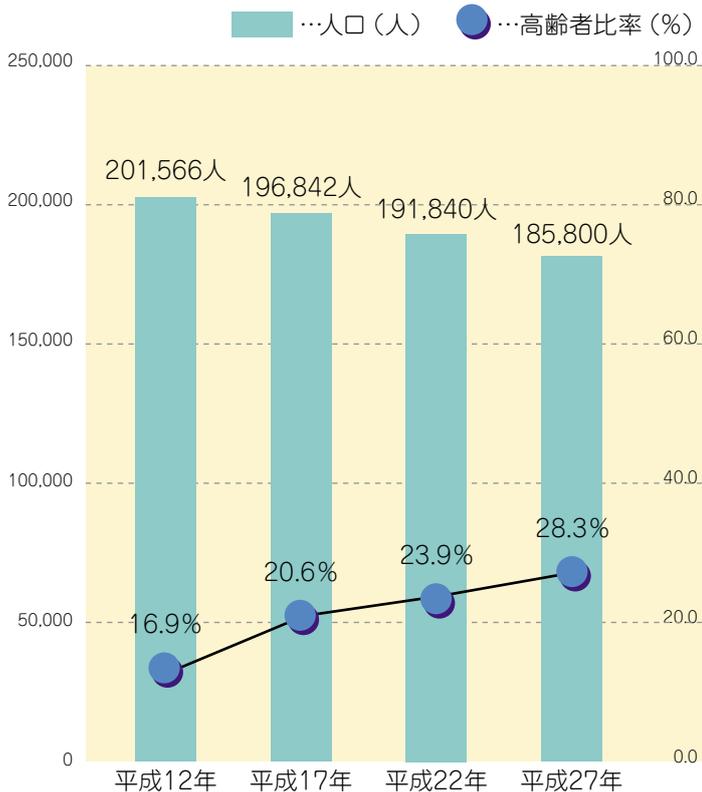
1362.75km²

平成15年10月国土交通省国土地理院
「全国都道府県市区町村別面積調」



各市町間の距離

将来人口



●平成12年は「国勢調査」 ●平成17～27年はコーホート要因法による推計値

市面積との比較

順位	市	面積(km ²)	人口(人)	人口密度(人/km ²)
1位	岐阜県高山市	2,179.35	97,023	44.5
2位	静岡県静岡市	1,374.05	706,513	514.2
3位	3市町	1,362.75	201,566	147.9
3位	広島県庄原市	1,246.60	45,678	36.6
4位	福島県いわき市	1,231.34	360,138	292.5
5位	秋田県由利本庄市	1,209.04	92,843	76.8
6位	秋田県北秋田市	1,152.57	42,050	36.5
7位	北海道札幌市	1,121.12	1,822,368	1,625.5
8位	岐阜県郡上市	1,030.79	49,377	47.9

●合併予定市を含む。
●平成12年「国勢調査」他

都市基盤整備の状況

市町名	市町道舗装率	上水道普及率	下水道普及率
釧路市	93.4%	99.7%	96.1%
阿寒町	51.0%	90.6%	67.3%
音別町	39.5%	98.3%	71.0%

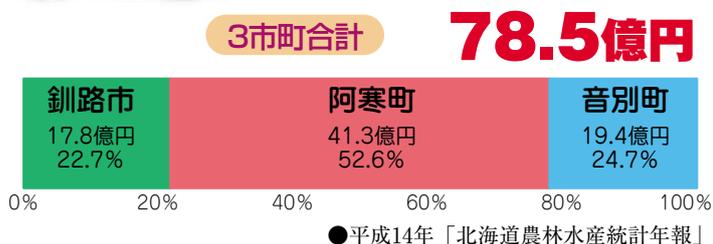
●平成16年4月1日現在
●市町道舗装率には簡易舗装を含む。

3市町内の通勤者、通学者の移動実態

市町名	釧路市からの		阿寒町からの		音別町からの		合計	
	通勤者	通学者	通勤者	通学者	通勤者	通学者	通勤者	通学者
釧路市	-	-	369人	62人	56人	77人	425人	139人
阿寒町	370人	17人	-	-	0人	0人	370人	17人
音別町	254人	21人	0人	0人	-	-	254人	21人
合計	624人	38人	369人	62人	56人	77人	1,049人	177人

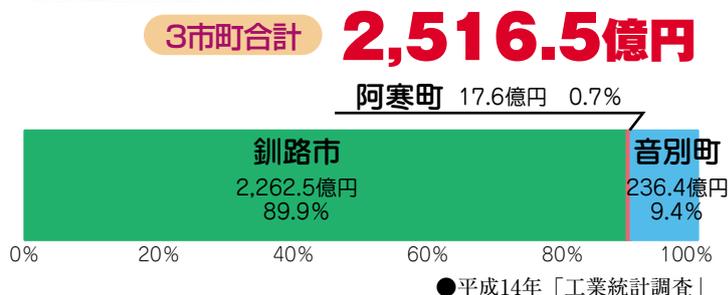
●平成12年「国勢調査」

農業生産額



●平成14年「北海道農林水産統計年報」

製造品出荷額



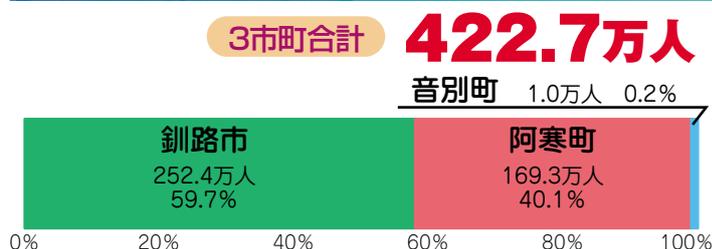
●平成14年「工業統計調査」

漁業生産額

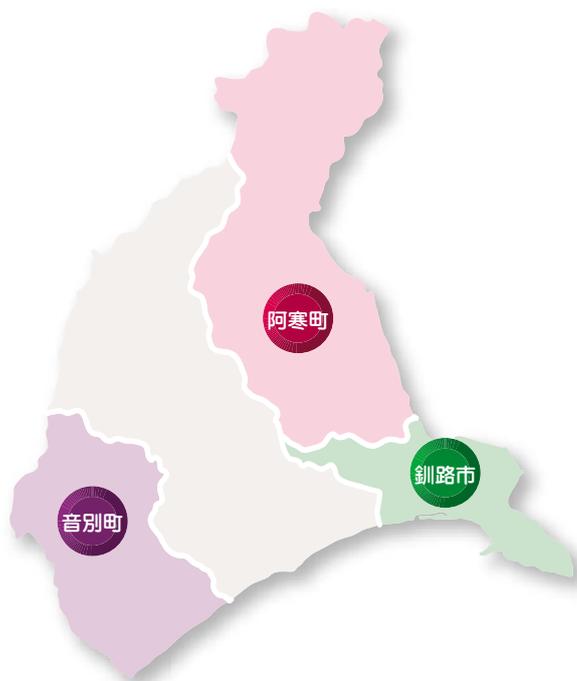


●平成14年「北海道水産現勢」(北海道水産林務部)及び阿寒湖漁業協同組合調べ

観光客入込み数



●平成15年「北海道経済部観光局調べ」



編集・発行

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会

〒085-0016 北海道釧路市錦町4-7 (釧路錦町駐車場1F)
TEL.0154-31-8580・FAX.0154-22-7060
ホームページ <http://www.kushiro-gappei.jp>